

# 計量器定期検査（所在場所検査と集合検査）

資料 No. 3

## （１）所在場所検査対象になる計量器

電気式はかり（Ⅱ級）

（目量／ひょう量 = 1／10000未満）



身長・体重計



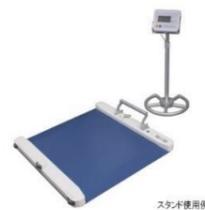
手摺付き体重計



体組成計



車イススケール



19

ベビーベッドスケール



ベッドスケール



ラベルプリンター  
（大型又はネットワーク内蔵）



大型はかり（ひょう量500kg超え）

懸垂型はかり



電気式はかり



トラックスケール



## （２）所在場所検査対象計量器と類似しているが集合検査の対象となる計量器

電気式はかり（左記Ⅱ級と形は似ているが目量／ひょう量=1／10000未満ではない）



身長・体重計

（軽く持ち運びが可能なタイプ）



ラベルプリンター（簡易式）

